

都留市史

通史編

都留郡郷 平安時代に編纂された『和名抄』によれば、律令制下の都留郡には「相模・古郡・福地・多良・戸の比定 賀美・征茂・都留」の七つの郷が記録されている。古代の郡・郷の性格については諸説があつて断じがたい面もあるが、一般的にいえば政府が実効的支配を実現するために把握に努めた基本単位と考えてよいであろう。造籍とか班田收受とかはよく知れわたった律令政府の政策であるが、これが個別の農民に対して行われたというよりは、郷戸の戸長戸でもある郡司層が徴税や夫役を請負い、それに対する政府の保護と承認として実施されたと考えるべきである。そういう意味でも、郷戸の存在の仕方は極めて重要で『和名抄』の記載についてもなお慎重な検討を要する。また郷という単位は長く中世を通しても生きているのであるが、古代的な郷は院政期以前にその役割を終り、それ以降は在地有力者の政治的な経済的な権利をあらわす「職」の単位としてのそれに姿貌していく。都留郡の七郷のうち多良までの四郷は一二世紀の古写本に載せている。残りの三郷は室町時代の写本から登場する。断言はできないが最初の四郷は基本的には川下から川上への配列とすべきであろう。古

郡郷は一般的な例証から郡家郷とすべきである。福地郷は大月市鳥沢に、多良郷は都留市田原に比定地が一致している。都留市域が文書史料のうえで初めて登場した史料でもある。相模郷については、道志川流域の道志・秋山村と古郡郷の川下を当てる二説がある。先程から述べてきた古代の郡内地方の位置、さらに甲斐国の記載は「余戸」(巨麻郡)についての注意もなされていることから、後の相模国津久井郡に比定地をもとめるべきであろう。残りの三郷について、より原型に近いものに記載がないということは正式な郷ないしは余戸として編戸するものがなかったのであると解すべきであろう。したがって時代は判然としないが前の四郷より後の開発地とすべきだろう。都留郷の比定については桂川支流の鶴川地域ということに一致している。もし通説のごとく現南都留郡の河口湖以西が古代において八代郡貫属であったとするならば、この地域での他の大規模な開発余地は限定されてくる。一般的にいつて寄進地系の荘園は中世初期までの開発・再開発を前提にして荘園として寄進されていくが、現在のところ明らかになっている鎌倉期までの都留郡の荘園は大月市域の波加利(初符)荘と大原荘である。大原荘の地は右の貫属関係の比定からいえば八代郡に入つたのではないだろうか。波加利荘は桂川支流の初狩川沿いの地で近世以降の感覚でいえば狭い谷戸に近い流域であるが、古代から中世にかけての山間地荘園としては、特に珍しいものではない。この波加利荘は鎌倉初期の立荘の段階ですでに本荘・新荘にわかれていた。賀美郷・征茂郷を比定していく場合の一つの示唆にはなりうるかとかんがえる。多くの場合には『甲斐国志』を引用しながら、賀美Ⅱ上、征茂Ⅱ下は多良郷の上・下ということになっている。しかし、『和名抄』の郷の配列の一定の秩序によっているとすべきで、多良郷は基準にならないのではないか。このような比定を前提とすれば征茂郷についてのいま一つの可能性は、大月市域の葛野川の流域であるが、この比定は今後の検討課題としたい。